

こんどう
近藤 さえ子の小枝通信

一本の小枝がつなぐお母さんの声

一本の小枝で結ぶ地域の世代

一本の小枝が渡す地域と区政

*** No.22臨時号 2014年5月発行 ***

いま中野区は！ 「中野区自治基本条例の一部を改正する条例」可決！

3月25日の平成26年第一回定例会本会議において、「中野区自治基本条例の一部を改正する条例」が可決されました。この「改正」は、中野区自治基本条例7条の第2項と3項を削除するとしたものです。

中野区自治基本条例（平成26年3月24日現在）

第7条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2項 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して3期（各任期における在任期間が4年に満たない場合もこれを1期とする。）を超えて在任しないよう努めるものとする。

3項 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

「区長の任期は3期まで」と謳い、敢えて自治基本条例に「連続3期を超えないよう努める」とする項目を自身で盛り込んだ田中区長が、4期目の立候補を決め（中野区長選は6月8日です）、立候補に邪魔になった基本条例の項目を削除する議案を提出し、2週間にも満たない審議でスピード可決されたのです。



民主主義の終わりだ！

こんなことが許されるのか！

(>_<)区民の声

区民の声(-.-#)

田中区長は、2月の所信表明で6月の区長選に立候補をすることを明らかにしました。そして「区民と自治基本条例で交した約束や、選挙での公約に反する」と議員やマスコミに問いただされた区長は、自分に不都合な自治基本条例の多選自粛の項目を削除する条例改正のための議案(第27号議案)を区議会に提出し、3月25日の本会議で、自民・公明等の賛成多数で項目削除が決まってしまったのです。

賛成 自民14人・公明9人・石坂

反対 民主4人・共産6人・武藤・奥田・林・稲垣・小宮山・近藤
(みんなの党の2人は退席)

区長自ら作った区の条例を「区長選挙に出馬するのに都合が悪いから変えてしまう」ことが賛成多数で可決されたのです。前代未聞、全国でも初めての事です。多くの議員が反対の討論を行いました。私も、政治的にも、政策的にも、手続的にも、常識的にもおかしい条例の改正手続きに反対の討論を行いました。（近藤さえ子の反対討論抜粋は裏面に掲載）

傍聴席には、マスコミや区民が大勢傍聴に来ていました。怒りを抑えられない区民からは「民主主義の終わりだ」「こんなことが許されていいのか」との声が上がり、議長に静粛にするように言われ、一時議場は騒然としました。

自分に都合が悪ければ、区民との約束の条例さえも簡単に変えてしまう。
これこそ長期政権の弊害ではないでしょうか？

他の自治体で、多選自粛を掲げ当選し公約通り引退した首長の例などを挙げ、田中区長に説明責任を求めたマスコミ各社も、この条例改正にはさすがに驚きを隠せませんでした。中野区議会の動向を、総務委員会、本会議と取材し、新聞にも大きく採り上げられました。NHKでも本会議の様子が放映されました。しかし、田中区長は「あとは区民に判断をゆだねる」の一点張りです。

区民に判断を任せた田中区長

中野区長選挙は、6月8日です!!



2014年3月26日
東京新聞

「中野区自治基本条例」とは何？

中野区の自治の基本原則を明らかにした条例で「自治体の憲法」との呼び名もあり、以下のような内容が掲げられています。2005年4月施行。

- 区民の区政参加を進める
- 区民の合意事項を尊重する
- 区長の在任期間について
- 住民投票について

どのような経緯で作成されたの？

前の神山区長の4期（1986～2002）に渡る長期政権の元、山梨県上野原に購入した幻のスポーツ施設に代表されるように区民の税金は無駄に使われてきました。人件費は膨らみ、中野区は、多額の負債を抱え活気のない自治体になっていました。そこに、区長の長期政権の腐敗を訴え、区の職員から区長選に挑み当選したのが田中区長です。

田中区長は、職員を減らし、その仕事の一部を区民が担い、住民自治の力で中野区を活性化しようと考え、2年にわたり検討を重ね作成されたのが、この「中野区自治基本条例」です。プロジェクトチームを立ち上げ、審議会を作り、何度もパブリックコメント（区民との意見交換会）を開き、田中区長1期目、2005年4月1日に施行されました。

区民は、この条例を遵守し、区に協力して住民自治の力で区政を支えてきました。

今回の項目削除は何が問題なの？

田中区長は、前の神山区長の多選批判をして当選し、「権力集中の長期化は停滞に繋がる」として「連続して3期を超えて在任しないよう努めるものとする」という項目を敢えて条例に盛り込みました。

そもそも、立候補の自由は憲法が保障するもので、「区長の任期を制限する項目を条例に掲げるのはおかしいのではないか」との議論もありました。また、2項で「3期を超えないよう努める」3項で「立候補の自由は妨げない」という分かりにくい条文でしたが、区長の強い希望で条例となり、田中区長は3期を公約として区長職を担ってきました。

しかし、2月区長は4期目への挑戦を明言しました。そして「区民との約束が違う」「あの条例は何だったのか」と議員やマスコミに問われ、立場が悪いと考えた区長は「条例一部削除」の議案を提出したのです。

区民が遵守する区民条例を、「都合が悪いから撤廃します」と、いとも簡単に反故にしてしまう。皆さんはこんな横暴が許されると思いますか。

また、区民への問いかけの時間も持たず、2週間にも満たない審議時間での議案可決。これは条例が謳う「区民の参加を保障する」ことにも反しています。

区民の皆さんの判断にかかっています！

6月8日 中野区長選挙！！

近藤さえ子の反対討論

2014年3月25日 近藤さえ子は第27号議案「中野区自治基本条例の1部を改正する条例」に対し、以下の反対討論をしました。（抜粋 全文は小枝ネットに掲載されています）

第27号議案「中野区自治基本条例の1部を改正する条例」に反対する立場で討論します。この議案は中野区自治基本条例から区長の多選自粛の規定を削除するものです。

中野区自治基本条例は田中区長1期目の2005年4月に施行されました。法令の規定に根拠を置く、委任条例ではない区の自主条例で、区民の自治と参加を基本に区政を運営していくことを定めたものです。審議会を設置し、パブリックコメントを求め、議会で議論を重ね、2年という時間をかけて制定されました。当時、区長の多選自粛の項目については問題視する意見も複数あったと聞いています。しかし、田中区長の強い希望によりこの多選自粛の項目が盛り込まれ、総務委員会を担当職員は「どんな優れた人でも権力が集中する職にあることによって停滞すること、それを極力さけると言うことで努力規定として必要であろうと判断した」と区の考え方を示しました。

前区長の神山区長は、財政的な見通しのない計画を立てては土地を買い続け、使えない土地に金利を払い続けてきました。「120億円をかけて区民のスポーツ施設を作る」とした幻の上野原スポーツ学習施設計画はその一例です。そのため、平成11年には起債が630億円、財政調整基金が170万円にまで枯渇し、区民サービスは次々に削減されていきました。予算の30%以上が人件費に当てられ、中野区は人件費の払いと借金返済のために借金を繰り返す財政破たんの状態となり、区政には活気も活力もない状態でした。

その神山区政の多選の弊害を目の当たりにしてきたのが、当時、池田氏、石神氏、菅野氏らと行政改革を担当していた田中区長です。最悪な

財政を立て直すには、住民自治の力を生かすしかないとお考えになったのでしょうか。当選されてまもなく自治基本条例を策定に注力されました。

区民は忠実にこの自治基本条例を守り、区民活動センター・町会・高齢者会館等、これまで職員が担ってきた仕事も自分たちで担い、住民自治の力で中野区を支えてきました。

ところが2月17日の施政方針説明で、区長は4期目に出馬をすることを表明されました。「区長在任を3期までとする多選制限」を条例で区民と約束し、かつ、選挙公報でも区政改革の大きな柱として掲げていたにも関わらず。これでは区民は政治不信になってしまいます。

さらに、3月12日には、「3期を超えて在任しないよう努める」とした項目を削除するこの第27号議案を上程されました。多選自粛を掲げて当選された政治家として、区民への説明責任も果たさず、議会で審査する時間もなく、本日25日に条例を改定してしまうのは、区民参加を掲げた自治基本条例の趣旨そのものに反します。自治基本条例で「区民の参加を保障する」と約束したのではないですか。

多選自粛の約束を破り、区民参加の約束をも破ってしまう。このような行為こそ、権力にモノを言わせて何でも自分の都合の良い方に決めてしまう長期政権の弊害であると私は思います。

政策的にも、政治的にも、手続き的にも、常識的にも、今、この時期に区民不在で、中野区自治基本条例から区長の多選自粛の項目を削除することには賛成できないことを申し上げ、反対の討論といたします。



<http://saekonikki.exblog.jp/>



日々の活動をお知らせしています。

小枝ネット（ホームページ） http://homepage3.nifty.com/koeda_net/

近藤さえ子プロフィール

近藤正二（中野区議11期）の次女として野方に生まれる 北原小・十一中・吉祥女子高・和光大学卒 商社勤務後結婚
中野区議会議員3期 趣味 テニス

近藤 さえ子の小枝通信

発行：中野市民の会 編集：近藤さえ子事務所
〒165-0027 中野区野方6-45-13
TEL & FAX 03-3330-9584
E-mail saekokondo@mbh.nifty.com